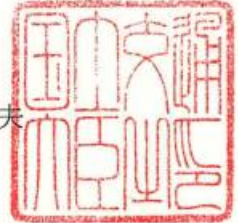


開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和5年8月17日付けで請求され、同日付けで受け付けた行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

国土交通省の「令和2年度行政事業レビューシート」（下記 URL 参照）のうち「事業番号0282（空港周辺環境対策事業（航空局））に記載された「D.民間企業等（4者）693百万円」の内、「航空機騒音実態把握システム（Ntrack）一式の調達」の仕様書および成果物（報告書および参考資料等）を開示してください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001357766.pdf>

2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

当該開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。

3 開示決定等する期限

令和5年10月16日まで（60日以内）に可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、令和6年9月17日までに開示決定等する予定です。

【問い合わせ先】

航空局 航空戦略室

大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL：03-5253-8111（代表）

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和5年8月17日付けで請求され、同日付けで受け付けた行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

株式会社三菱総合研究所が平成29年9月14日に落札した「航空機騒音実態把握システム（Ntrack）構築に関するシステム設計」に係る成果物（報告書および参考資料等）、仕様書および契約金額が分かる文書

2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

当該開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。

3 開示決定等する期限

令和5年10月16日まで（60日以内）に可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、令和5年12月15日までに開示決定等する予定です。

【問い合わせ先】

航空局 航空戦略室

大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

〒100-8918

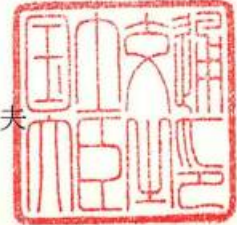
東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL：03-5253-8111（代表）

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和5年8月17日付けで請求され、同日付けで受け付けた行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

平成30年11月21日の官報に掲載された「航空機騒音実態把握システム（Ntrack）一式の調達」に係る以下の文書

(3) 総合評価採点表 (4) 予定価格調書 (5) 製造請負契約書 (6) 技術提案書

2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

当該開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。

3 開示決定等する期限

令和5年10月16日まで（60日以内）に可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、令和5年12月15日までに開示決定等する予定です。

【問い合わせ先】

航空局 航空戦略室

大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL：03-5253-8111（代表）